

福井労発基0118第1号の1  
平成29年1月18日

公益社団法人福井県労働基準協会長 殿

福井労働局長



化学防護手袋の選択、使用等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、化学防護手袋の適正な使用、選択等を図るため、別添のとおり平成29年1月12日付け基発0112第6号をもって厚生労働省労働基準局長より通達が発出されたところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本通達の内容の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

